

令和2年度
第1回東京都防災・仮住まい検討会

令和2年7月27日（月）

議事概要

※発言者の敬称略

1. 報告・質疑

(1) リーフレット「東京仮住まい」についての報告

(2) ワークショップの報告および仮設住宅不足への対応について

佐藤（慶）委員長及び中西氏（佐藤（慶）委員長共同研究者）より、資料に基づき説明

<質問・意見>

（市古（アドバイザー））既存賃貸住宅の事前オペレーション検討は都営住宅の活用も含め重要。民間賃貸住宅については、（公社）全国賃貸住宅経営協会の東日本大震災の報告と提案も参考になる。

（大月）広域避難はコロナでリモートの経験を積んだことで範囲が広がる。そのため、今の時点で避難したら避難先で住み続けるか調べるのは重要。その結果は、今後の被災地の家屋のニーズに使える。

広域避難で、他の自治体は東京都から避難してそのまま居続けることを想定しているところがある。自治体間協定を特に隣接した都道府県ではやるべき。

災害救助船の類も検討しても良い。フェリー会社と災害協定を結び、鉄道がダメでも航路の選択肢ができる。

住民は、仮住まいすることのイメージと、仮住まいにある設備やレイアウトに関するイメージがかなりプアであり、それをいかに多様化して充実させるかが重要である。

公営住宅の類をいかに提供するか、福祉関係で登録空き家を増やすことも必要。たとえば災害の受け入れ整備のために補助金をつけ所有者と連携して活動し、障がい者向けサービス付与、仮設グループホーム化等、検討した方が良い。

東京都は時限的市街地活用（地権者を中心に自ら事業用仮設を作る自助領域）を検討しており、そこにトレーラーハウスや多層仮設建築物を作り、余裕があれば賃貸するという形も検討すべき。

設備に関しては WiFi 環境をデフォルトで必要である。

マンション居住者は極めて多く、マンション共用部の地震保険をもっと周知すべき。

現実的な施策があれば、住宅マスタープランに反映した方がいい。

（佐藤（慶））コロナ禍で広域避難の規模が大きくなるというのはあるかもしれない。

（岡本）ご提言 1、2、3 ですが、いずれも非常にいい提言だと思う。ただ、当該分野は固まったプログラム等がなく、行政が主体となることが無かった分野であり、私がこれまでやってきた災害復興法学の分野のノウハウなどある程度知見として提供できる。

リーフレットは生活再建・コミュニティに対する意識がない人たちがみて、生活再建・災害復興に対する知見を得ようというインセンティブにならないと思われる。

ワークショップ等対話する仕掛は必要だが、今は実施しにくい。だがオンラインより直接会話をする場があると、より意見が伝わるという実感がある。活動する上ではそれを踏まえて予算措置等が必要である。満足のいく場にしないとリーフレットの意味がない。

ワークショップ等を仕掛ける方向性としては、企業を相手とすることが考えられる。企業単位・組合・業界等のまとまった大きな単位に仕掛けていくと、市民向けよりも効率的に人を集められる。今までの企業向けセミナーの実感からしても有効と思われる。

(石井) 避難所だけでなく仮住まいでもペットのことが課題になるのではないかと。日本全国では子供よりもペットの数が上回っている。かなり東京都はペットが多く、犬だけでも実数は把握されていないが相当数いる。どこかで触れたほうが良い。

(浅野) 住宅弱者という意味では、一人親世帯も対象となる。子供一人を抱えながら住まいを探すのはかなり困難で、所得水準の低いケースが多い。母子避難も増える。そうすると、防災・住宅・福祉関係の連携に、子育て・教育の関係者も含めるべき。

次に多文化共生の観点。外国人も加えるべき。少なくとも都庁内の関連部署を連携に加えるべき。ホテルを仮設住宅としてみなす手もある。例えば壊れても優先的に修繕をして、仮設住宅的に借り上げることできる。

災害による失業で住宅を失うこともあるため、今回のコロナ禍で住まいを失った人をホテルでも受け入れたという東京都の今回の経験が活きる。ホテルとの契約関係や受け入れのメリット・課題、受け入れた人の属性の分析等を今行うことで災害対応が変わる。

企業のBCP対応の中で社員と災害、事業継続条件をきちんと考えていくことが重要。

(佐々木 (アドバイザー)) 熊本地震以降、ホテル、旅館等を避難所として受け入れ、避難所の費用としてみるのが災害救助法で認められていて、それを踏まえると、避難所と仮設住宅の連携も議論の対象になる。

特に借り上げ型の場合は避難所の最初の段階から移るようなことも想定して議論が必要。避難所と仮設住宅の接続点を円滑にするという見方でも良いが、そのあたりを考えるべき。

(佐藤 (慶)) これまで、ホテルや旅館の視点は無かったため、検討に加えていきたい。

(国土交通省) 広域避難について、平時のまちづくりにつなげ関係自治体と取組む施策では、防災まちづくり等と結び付けることで、関係部署と連携した取組が平時からできると思われる。

東日本大震災のときに被災地自治体の方にヒアリングしたが、県も重要だが、特に、市町村の担当者から、平時の対応が未検討だったという意見があった。その点、市町村も巻き込んだ今回の取組は意義がある。

2. 議事3：今後の予定について

佐藤 (慶) 委員長及び事務局より説明

3. 議事4：その他について

事務局より、「東京都LCP住宅」登録制度の改正について説明

<質疑応答>

(大月) 現段階ではどれくらい登録されているのか。

(事務局) 平成24年度から、東日本大震災が発端となり、登録が始まっている。現状4件。戸数でいうと1141戸。

(大月) 登録するメリットは何か。補助は特になのか。

(事務局) メリットは、不動産として防災対応力があるということが資産価値の保持に使えるのではないかと考えている。特に補助制度は無いが、今後の課題ととらえている。

(大月) これは賃貸の登録例もあるか。

(事務局) 賃貸でも可能である。登録例もある。

(大月) 賃貸でこれらが増加することは望ましいことだと思う。

4. 全体を通して

(岡本) リーフレット周知は防災アプリ・防災学習セミナー等の取組と連携した方が良い。

東京都の一時滞在施設の取組では、コミュニティに対して意識の高い方が集まっているため、そちらも連携を検討すべき。

(浅野) コロナ禍で企業は経営戦略をいろいろと見直しを迫られており、その状況を把握しておく必要がある。リモートワークが災害時に非常に有効になる可能性があることを把握し、リモートワークが広がった状況下での東京の魅力を把握することで、大規模災害でも持続する東京の魅力が問われている。

企業のBCP担当の方と対話・ヒアリングする機会があると良く、なおかつ業種・企業規模が違う複数企業から聞けると良い。

(佐藤(慶)) BCP対応は把握していきたい。検討の参考にしたい。

(大月) 東京都で200万人分住宅を用意しなきゃいけないという数字の想定について、東京都としてはどう思われているのか。仮設住宅をどれくらい真剣に考えるか、根拠となるものを皆で認識共有すべき。

(事務局) ここでは、首都直下地震で190万戸が被災することを前提に議論しているので、応急修理、建設型応急住宅、賃貸型応急住宅、その他を合わせて対応する方策を検討する必要があると考えている。

都としては、災害救助法で定めている自力で住宅を確保できない人に対して応急仮設住宅を提供することになるので、そうした意味で「仮設」という言葉を使っている。これまでの災害では全壊・半壊戸数の2割から3割程度供給した例がある。

一方、建築基準法の中では、時限を区切って建設するものを「仮設」建築物としている。「仮設」という言葉が仮を指すか明らかになるよう心がけて議論を進めたい。

(大月) 行政や専門家でも意識の齟齬が生じるならば、住民ベースでは理解できないということになる。そのため、多くの人が地震があったときに思考停止になるということを踏まえ、この取組では思考停止の解消が重要なミッションとなる。効果的に住民に災害時の仮住まいの確保について理解していただく数値の出し方・文言整理が必要。

以 上